

附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針（平成24年10月9日施行）第6条第3項及び第10条の規定に基づき、附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の委員の公募の基準)

第2条 附属機関を新たに設置し、又は附属機関の委員を改選するに当たっては、委員の一部を公募により選任するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する附属機関については、この限りではない。

- (1) 委員の資格が法令等により制限されている附属機関
- (2) 委員に対し特に専門的な知識、技能等を要求される附属機関
- (3) 行政処分、不服審査等に関する事項を取り扱う附属機関
- (4) 前3号に掲げるもののほか、附属機関の設置目的、所掌事項等に照らして委員の公募が適当でないと認められる附属機関

(公募委員の比率)

第3条 委員を公募する場合における公募委員の比率は、当該附属機関の委員の定数の20パーセント以上とすることを目標とする。

(公募の方法)

第4条 委員の公募に当たっては、公募による委員の選任枠（以下「公募委員選任枠」という。）のうち、少なくとも1名以上の者を生駒市公募市民等無作為抽出型登録制度実施要綱（平成25年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に基づく方法（以下「登録制度」という。）で選任しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、登録制度を用いることなく、公募委員選任枠の全部又は一部について、次条に定めるところにより選任できるものとする。

- (1) 登録制度を用いてもなお選任した委員数が公募委員選任枠に満たないとき。
- (2) 附属機関の設置目的、所掌事項等に照らして登録制度を用いることが適当でないと認められるとき。
- (3) 公募委員の選考に当たって、地域の均衡、年齢、性別等に特段の配慮が必要と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録制度を用いることなく、公募委員を選任する必要があると認められるとき。

3 委員の公募を実施した場合において、参加を希望する者がなかったとき、応募

者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、公募によらず委員を選任することができるものとする。

(登録制度によらない公募の方法等)

第5条 登録制度によることなく、公募委員を選任するに当たっては、次条から第9条までに定めるところにより選任するものとする。

(応募資格)

第6条 公募委員に応募することができる者は、原則として市内に住所を有する者又は市内の事業所等に勤務する者若しくは市内の学校に在学する者とする。

(公募の方法)

第7条 公募は、委員の選任予定日の少なくとも1月前までに、市の広報紙及びホームページへの掲載その他の方法により、次に掲げる事項を記載した募集要項を周知することにより行うものとする。

- (1) 附属機関の名称
- (2) 附属機関の所掌事務又は活動内容
- (3) 公募する委員の数
- (4) 任期
- (5) 会議の開催予定
- (6) 応募資格及び応募するための条件
- (7) 報酬の金額
- (8) 応募方法及び応募期間
- (9) 選考方法
- (10) 選考結果の通知方法
- (11) その他必要な事項

2 応募期間は、2週間以上とするものとする。

(選考方法)

第8条 公募委員の選考は、原則として担当部内に選考委員会を設置し、附属機関の設置目的等を考慮の上、次に掲げる方法の全部又は一部を用いて行うものとする。

- (1) 小論文による選考
- (2) 面接による選考
- (3) その他執行機関が適当と認める選考

2 附属機関を所管する課(課に相当するものを含む。)の長は、公募委員の選考を行うに当たっては、選考方法、選考基準その他選考に関し必要な事項を定めた選考要領を作成するものとする。

(選考結果の通知)

第 9 条 公募委員を選考したときは、応募者全員に、選考結果について速やかに通知するものとする。

(懇談会等の参加者の公募)

第 10 条 懇談会等の参加者の公募については、この基準に定める事項に十分配慮し、実施しなければならないものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 24 年 10 月 9 日から施行する。
- 2 附属機関等の委員の公募に関する基準(平成 20 年 4 月 1 日施行)は廃止する。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に関する基準第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 条の規定は、実施要綱第 5 条第 1 項に規定する公募市民候補者登録名簿への登録の日(以下「登録日」という。)から適用し、登録日前に行う公募の方法は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 30 年 5 月 8 日から施行する。